

## ② 障害者権利擁護センターの運営

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、障害者虐待防止法では、虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止や養護者に対する支援に関する施策を促進し、これをもって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

### 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

#### 目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### 定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

#### 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<b>【市町村の責務】</b> 相談等、居室確保、連携確保 <b>【スキーム】</b> 虐待発見 → 市町村 通報 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)	<b>【設置者等の責務】</b> 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 <b>【スキーム】</b> 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 通報 報告 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	<b>【事業主の責務】</b> 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 <b>【スキーム】</b> 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 通報 報告 通知 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

#### その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待対応の窓口として、都道府県に「障害者権利擁護センター」、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置することが規定されており、本県では、平成 24 年 10 月 1 日に「愛知県障害者権利擁護センター」（以下「権利擁護センター」という。）を開設しました。

権利擁護センターでは、障害者福祉施設従事者や事業所の使用者による虐待ケースの報告、通報の受理、障害者虐待に関する相談及び身近な相談機関の紹介、障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整などを行っています。

なお、障害者に対する虐待があった場合、発見者は「障害者虐待防止センター」に通報する仕組みになっているため、権利擁護センターは、市町村に情報提供及び助言等の援助を行うなど、バックアップすることも役割のひとつとなっています。

このことから、市町村等の関係機関との連携体制の強化を図るため、行政機関及び関係団体で構成する「愛知県障害者虐待防止連携会議」、各市町村の障害者虐待防止担当者で構成する「愛知県障害者虐待防止実務担当者会議」を立ち上げ、年に各 2 回の会議において、取組の方向性の検討及び困難事例の解決手法の共有等を行いました。

また、専門知識を有する人材の確保と資質の向上を図るため、相談支援事業所職員及び障害福祉サービス事業所の従業者を対象とした研修を開催しています。平成 25 年度は、尾張地域と三河地域に分けて、平成 26 年 1 月から 2 月に 4 回、あわせて 352 名に対して障害者虐待防止法や権利擁護等に関する研修を行いました。

平成 25 年度における、県、市町村等への障害者虐待に関する相談・通報・届出の件数は、養護者によるものが 224 件、障害者福祉施設従事者等によるものが 79 件、使用者によるものが 90 件、合計で 393 件であり、このうち障害者虐待として認定された件数は 159 件でした。

#### <障害者虐待に係る相談・通報・届出件数>

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

虐待類型	相談・通報・届出件数
養護者による障害者虐待	224 件 (129 件)
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	79 件 (15 件)
使用者による障害者虐待	90 件 (15 件)
計	393 件 (159 件)

<資料：障害者虐待防止法の概要 厚生労働省>

※1 ( ) は障害者虐待として認定した件数

※2 相談・通報・届出件数は、市町村、県、愛知労働局で受け付けた総数

これらのうち、市町村から対応に関して相談があった事例については、県が助言するとともに関係機関との連絡調整等を行っています。

また、障害者福祉施設従事者等によるもので、障害者虐待が強く疑われる場合には障害者総合支援法に基づく指導を行っています。

県では、法的専門性を強化するため嘱託弁護士を設置しており、平成 25 年度は法的な対応が必要な事例 34 件について、弁護士の助言を得ました。

なお、こうした県で把握した個別事案については、「愛知県障害者虐待防止担当者会議」で取り上げ、市町村間で情報を共有し、障害者虐待防止の取組に反映しています。

今後も、関係者の資質向上のための研修の開催や市町村等との連携体制の強化を図り、障害者虐待の防止や擁護者に対する支援などの取り組みを進めていく必要があります。